

兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県スポーツ推進審議会規則（県民生活部総務課）	2
○ 兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（県民生活課）	2
○ 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（消防保安課）	3
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	3
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（地域産業立地課）	5
○ 兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（能力開発課）	5
○ 兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則（能力開発課）	13
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	14
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	14
○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	15
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県スポーツ推進審議会規則（規則第10号）

兵庫県スポーツ推進審議会を知事の附属機関とすることに伴い、同審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

◎兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（規則第11号）

兵庫県立丹波の森公苑のアトリエを里山スクエアに改修することに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）

火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

◎兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第13号）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正により、看護師学校養成所の指定基準が見直されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第14号）

工業技術センターの機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（規則第15号）

民法の一部改正により、極度額の定めのない個人根保証契約はその効力を生じないものとされたこと等を踏まえ、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫障害者職業能力開発校運営規則
- 2 兵庫県立職業能力開発校運営規則
- 3 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則
- 4 兵庫県立但馬技術大学校管理規則
- 5 兵庫県立農業大学校管理規則
- 6 兵庫県立森林大学校管理規則

◎兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第16号）

近傍同種の駐車場の料金との均衡を図るため、兵庫県立ものづくり大学校に設置する駐車場の使用料の額を見直すこととした。

◎兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第17号）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の制定によ

り、林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金の貸付金に係る償還期間の特例が設けられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

尼崎西宮芦屋港において整備を行った岸壁について、その使用制限重量を定めることとした。

◎建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第19号）

建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、建築基準法の規定に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度若しくは高度地区に関する都市計画において定められた建築物の高さの最高限度の特例の許可又は建築物の容積率の制限の特例の認定を申請しようとする者は、省令で定める様式の申請書に、県の規則で定める図書を添えて、知事に提出するものとされることに伴い、当該申請書に添付する図書を定めることとした。

◎財務規則の一部を改正する規則（規則第20号）

- 1 全国各地に設置されていた手形交換所が廃止され、全国を所管区域とする電子交換所が設立されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 かいの新設に伴い、かいの出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第10号

兵庫県スポーツ推進審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県スポーツ推進審議会条例（昭和37年兵庫県条例第21号）第5条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、兵庫県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他知事が必要と認めた者

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第11号

兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立生活創造センター管理規則（平成20年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第6条第3項第1号中「及び和室」を「、和室及び里山スクエア」に改め、同項第2号中「、アトリエ」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第12号

火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第16条第3号ト及び第4号ヘ」を「第16条第3号ヘ及び第4号ホ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第13号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2基礎分野の款科学的思考の基盤の項情報科学の目中「1」を「2」に改め、同款小計の項中「7（210）」を「8（225）」に改め、同表専門基礎分野の款小計の項中「390」を「375」に改め、同表専門分野Iの款を次のように改める。

専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	1	
		看護技術論	1	
		臨床看護総論	1	
		学習支援	1	
		看護過程	1	
		フィジカルアセスメント	1	
		コミュニケーション技術	1	
		看護倫理	1	
	地域・在宅看護論	人々の暮らしと地域	1	
		地域で暮らす人々とその家族	1	

	地域・在宅看護概論	1	
	地域・在宅援助論	1	
	地域・在宅援助論演習	1	
成人看護学	成人看護学概論	1	
	成人援助論	1	
	成人援助論演習	1	
老年看護学	老年看護学概論	1	
	老年援助論	1	
	老年援助論演習	1	
小児看護学	小児看護学概論	1	
	小児援助論	1	
	小児援助論演習	1	
母性看護学	母性看護学概論	1	
	母性援助論	1	
	母性援助論演習	1	
精神看護学	精神看護学概論	1	
	精神援助論	1	
	精神援助論演習	1	
看護の統合と実践	医療安全	1	
	災害看護	1	
	看護研究	1	
	看護管理	1	
	統合演習	1	
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	
	基礎看護学実習Ⅱ	2	
	地域・在宅看護論実習	2	
	成人・老年看護学実習Ⅰ	2	
	成人・老年看護学実習Ⅱ	2	
	小児看護学実習	2	
	母性看護学実習	2	
	精神看護学実習	2	
	統合実習	2	
小 計		50 (1,610)	

別表第2専門分野Ⅱの款及び統合分野の款を削り、同表合計の款中「67 (2,180)」を「72 (2,210)」に改める。

様式第5号中

「本 人 学科 制..... 学年」
 を
 「 学科 制..... 学年」

に改め、
「保証人 住 所
氏 名
電 話 ()
電子メール

を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第2の規定は、令和5年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第14号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3試験機械の款倒立型生物顕微鏡の項及びエリプソメータの項を削り、同款熱機械分析・応力歪測定装置の項の次に次のように加える。

示差走査熱量分析装置	1時間につき	2,000円
------------	--------	--------

別表第3試験機械の款高周波プラズマ発光分光分析装置の項の次に次のように加える。

高感度振動試料型磁力計	高温のもの	1時間につき	4,300円
	低温のもの	1時間につき	4,100円
	その他のもの	1時間につき	3,500円

別表第3試験機械の款生体試料分析システムの項、光散乱粒度測定装置の項及び耐光性試験機の項を削る。

別表第4の1の部皮革材料試験の款耐光試験の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第15号

兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則

(兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第1条 兵庫障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保証人を選定し、当該保証人と連記した」を削り、同条ただし書を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

誓 約 書

私は、兵庫障害者職業能力開発校の訓練生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫障害者職業能力開発校長 様

本人 住所.....
氏名.....
電話（ ）.....
電子メール.....

私は、本人に誓約事項を固く守らせることを誓います。

年 月 日

兵庫障害者職業能力開発校長 様

保護者 住所.....
氏名.....
年 月 日生.....
電話（ ）.....
電子メール.....
本人との続柄.....

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A 4

様式第3号中「電話.....」を「電話（ ）.....」に、「保証人」を「保護者」に、

A 4」

を

「.....」

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A 4」

に改める。

（兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正）

第2条 兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保証人を選定し、当該保証人と連記した」を削り、同条ただし書を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

誓 約 書

私は、兵庫県立 _____ の能力開発校生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫県立 _____ 様

本人 住所 _____
氏名 _____
電話 (_____) _____
電子メール _____

私は、本人に誓約事項を固く守らせることを誓います。

年 月 日

兵庫県立 _____ 様

保護者 住所 _____
氏名 _____
_____年 月 日生
電話 (_____) _____
電子メール _____
本人との続柄 _____

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A4

様式第3号及び様式第5号中「電話 _____」を「電話 (_____) _____」に、「保証人」を「保護者」に、

「 _____ 」

A4

を

「 _____ 」

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A4

に改める。

(兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第3条 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則(昭和48年兵庫県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「保証人を選定し、当該保証人と連記した」を削り、同条ただし書を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条の2関係）

誓 約 書

私は、兵庫県立障害者高等技術専門学院の学院生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫県立障害者高等技術専門学院長 様

本人 住所.....
氏名.....
電話(.....).....
電子メール.....

私は、本人に誓約事項を固く守らせることを誓います。

年 月 日

兵庫県立障害者高等技術専門学院長 様

保護者 住所.....
氏名.....
.....年 月 日生.....
電話(.....).....
電子メール.....
本人との続柄.....

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A 4

様式第3号中「電話.....」を「電話(.....)」に、「保証人」を「保護者」に、

「.....」
を
「.....」

A 4」

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A 4」

に改める。

(兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保証人を選定し、当該保証人と連記した」を削り、同条ただし書を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

誓 約 書

私は、兵庫県立但馬技術大学校の大学校生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫県立但馬技術大学校長 様

本人 住所.....
氏名.....
電話（ ） —
電子メール.....

私は、本人に誓約事項を固く守らせることを誓います。

年 月 日

兵庫県立但馬技術大学校長 様

保護者 住所.....
氏名.....
年 月 日生.....
電話（ ） —
電子メール.....
本人との続柄.....

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A 4

様式第3号及び様式第5号中「電話.....」を「電話（ ）.....」に、「保証人」を「保護者」に、

「.....」

A 4」

を

「.....」

注 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

A 4」

に改める。

（兵庫県立農業大学校管理規則の一部改正）

第5条 兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「保証人と連記した」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第13条中「保証人と連記した」を削る。

様式第1号中

「 本人 住所.....
電話（ ） — 番.....
氏名.....
年 月 日生.....

保護者 住所.....
電話（ ） — 番.....

を
「本人 住所.....
氏名.....
.....年 月 日生
電話(.....).....
電子メール.....
保護者 住所.....
氏名.....
電話(.....).....
電子メール.....」

に、「20歳」を「18歳」に改める。
様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第10条関係）

誓 約 書

私は、兵庫県立農業大学の大学校生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫県立農業大学校長 様

本人 住所.....
氏名.....
電話（ ）.....
電子メール.....

私は、本人に誓約事項を固く守らせることを誓います。

年 月 日

兵庫県立農業大学校長 様

保護者 住所.....
氏名.....
.....年 月 日生
電話（ ）.....
電子メール.....
本人との続柄.....

備考 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

様式第5号 削除

様式第8号及び様式第10号中

「本人 住所.....」
を
「 住所.....」
に改め、
「保証人 住所.....
氏名.....
電話（ ）.....
電子メール.....」

を削る。

（兵庫県立森林大学校管理規則の一部改正）

第6条 兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「保証人と連記した」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

様式第1号中

「本人 住所.....
電話(.....).....番
氏名.....
.....年 月 日生

保護者 住所.....
電話(.....).....番
氏名.....」

を

「本人 住所.....
氏名.....
.....年 月 日生

電話(.....).....
電子メール.....

保護者 住所.....
氏名.....
電話(.....).....
電子メール.....」

に、「20歳」を「18歳」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第9条関係）

誓 約 書

私は、兵庫県立森林大学校の大学校生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

本人 住所.....
氏名.....
電話（ ） —.....
電子メール.....

私は、本人に誓約事項を固く守らせることを誓います。

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

保護者 住所.....
氏名.....
年 月 日生.....
電話（ ） —.....
電子メール.....
本人との続柄.....

備考 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

様式第3号 削除

様式第4号から様式第7号までの規定中

「本人 住所.....」
を
「 住所.....」
に改め、
「保証人 住所.....
氏名.....
電話（ ） —.....
電子メール.....」

を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第16号

兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立ものづくり大学校管理規則（平成23年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。
別表駐車場の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第17号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和52年兵庫県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(iii) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第24条第2項の規定の適用を受けるもの 12年以内

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第23条に規定する認定事業活動に林業・木材産業改善措置(同法第19条第5項第4号に規定するものに限る。)が含まれる場合における当該林業・木材産業改善措置については、当該認定事業活動に係る同法第23条に規定する認定計画に係る認定があったことをもって、第8条第1項の認定があったものとみなす。

第16条中「、第8条及び第9条」を「及び第8条から第9条の2まで」に改める。

(兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年兵庫県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第23条に規定する認定事業活動に経営等改善措置(同法第19条第5項第5号に規定するものに限る。)が含まれる場合における当該経営等改善措置については、当該認定事業活動に係る同法第23条に規定する認定計画に係る認定があったことをもって、資格の認定があったものとみなす。

別表第1 操船作業省力化機器等設置資金の項中「認定生産製造連携事業資金」という。)の右に「又は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第25条第2項に規定する資金(以下これらを「認定生産製造連携事業資金等」という。)」を加え、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項から環境対応型養殖業推進資金の項までの規定中「認定生産製造連携事業資金」を「認定生産製造連携事業資金等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第18号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1 尼崎西宮芦屋港の項中

東海岸町沖5号岸壁	-12	3
-----------	-----	---

を

東海岸町沖5号岸壁	-12	3
東海岸町沖6号岸壁	-5.5	3
東海岸町沖7号岸壁	-5.5	3
東海岸町沖8号岸壁	-5.5	3

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第19号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第8号中「第55条第3項第1号若しくは第2号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の右に「、第58条第2項」を加える。

第18条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 各階平面図
- エ 2面以上の立面図
- オ 断面図
- カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第20号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第37条中「第156条第1項」を「第156条第1項第1号」に、「小切手等は、その支払地が納付しようとする公金機関（会計管理者又は出納員に納付するもの）にあっては所管の総括店又は取次店）の加入している手形交換所の交換取扱地域（この地域と同様に交換決済ができる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。）内にあるもの」を「同号に規定する小切手等の支払地の区域は、全国の区域」に改める。

別表第1の2の部中

教育事務所	総務課長
-------	------

を

「

教育事務所
県立特別支援教育センター

総務課長
総務課長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の部の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。